

令和2年度檜葉町職員(高校卒程度)

採用候補者試験実施要項

1 試験職種及び採用予定人員

区分	試験職種	採用予定人員
高校卒程度	土木職	若干名

2 受験資格

年齢要件等
・平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

②職場適応性検査

公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向面を検査します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間		試験場	発表
第1次試験	令和元年 9月22日(日)	受付 教養試験 職場適応検査	9:00～9:30 10:00～12:00 13:00～14:30	富岡町文化交流センター 学びの森 (双葉郡富岡町大字本 岡王塚622-1)	令和元年11月上旬頃 檜葉町役場庁舎前の 掲示板に合格者の記号 番号を掲示するほか 合格者に通知します。 ※1
第2次試験	令和元年12月頃予定				

※1 都合により結果通知の時期が遅れる場合があります。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、檜葉町役場総務課で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「(各区分名)試験申込用紙請求」(例:「高校卒程度試験申込用紙請求」)と朱書し、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して檜葉町役場総務課まで送付してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、檜葉町役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「(各区分名)試験申込」(例:「高校卒程度試験申込」)と朱書し、必ず簡易書留にて檜葉町役場へ送付してください。

- ② 資格を有する者は、それを証する免許状等の写しを試験申込書に添付してください。
- ③ 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。

(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和元年7月17日(水)から令和元年8月16日(金)まで

(執務時間中に限ります。)

郵便による申込書提出の場合は、令和元年8月14日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、檜葉町個人情報保護条例(平成12年檜葉町条例第48号)第14条の規定により開示請求をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示することができません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日 から1ヵ月間	檜葉町役場総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 その他

- (1) 受験の際は「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受験の際は、昼食を持参してください。
- (3) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。
- (4) この試験に関し不明な点は、檜葉町役場総務課にお問い合わせ下さい。
郵便で問い合わせの場合は、82円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。

10 お問い合わせ先

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6

檜葉町総務課行政係

Tel 0240-25-2111 (代表)